



一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1

氏名 株式会社赤碕清掃

代表取締役 岡崎 博紀

令和4年7月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和4年7月25日

倉吉市長 広田 一恭



記

- | | | |
|---------------------|-----------------------|--|
| 1 事業の種類 | 一般廃棄物の収集運搬 | |
| 2 事業の区域 | 倉吉市内 | |
| 3 取り扱う一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（ごみ） | |
| 4 許可の期間 | 令和4年8月1日から令和6年7月31日まで | |
| 5 使用車両種別台数 | | |
| 5.10トン積（鳥取800は 526） | 0.35トン積（鳥取480こ 762） | |
| 2.25トン積（鳥取800さ8617） | 0.35トン積（鳥取480せ2439） | |
| 3.50トン積（鳥取100さ9556） | 0.35トン積（鳥取480え8302） | |
| 2.00トン積（鳥取400す2707） | | |

6 許可の条件

- ごみは、鳥取中部ふるさと広域連合が運営するほうきリサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
- 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
- 市町間のごみを混載しないこと。
- 収集依頼先への啓発など、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めること。
- 関係法令を遵守すること。
- 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
- 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。